

選定基準

選定基準	審査項目／審査の視点	合計	審査対象申請書類
1. 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 ・指定管理者制度の趣旨や期待される役割を理解した基本方針であるか ・公の施設としての役割や当該施設の設置目的を理解した方針であるか ・市の施策や方針と申請者の基本方針に整合性はとれているか	30	事業計画書 1. 管理の基本方針 2. 利用者の平等利用の確保
	(2) 利用者の平等利用の確保 ・一部の利用者に不当な利用制限や優遇を与える計画となっていないか ・生活弱者への対応・配慮は十分に図られているか ・利用者への適切な情報提供を行う取組が提案されているか		
2. 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 ・サービスの質を維持・向上させるための具体的な提案があるか ・実現可能性が高く、効果的な提案であるか	50	事業計画書 3. サービスの向上 (1) サービスの質の維持・向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 4. 施設の効果的な活用と効率的な運営 (1) 施設の効果的な活用方策 (2) 効率的運営の取組 (3) 要求水準を達成するための取組 収支計算書及び計画書
	(2) 意見の反映と苦情等対応 ・利用者の意見・要望の把握やそれらを業務に反映する方法等の提案があるか ・トラブルや苦情処理への対応や体制が具体的に示されているか		
	(3) 施設の効果的な活用方策 ・具体性を持った利用促進策が根拠を持って提案されているか ・効果的な自主事業が積極的に提案されているか		
	(4) 効率的運営の取組 ・管理経費の縮減への取り組みは具体性があるものか ・適切かつ実効性のある収支計画が根拠を持って提案されているか		
	(5) 要求水準等に対する取組 ・市が示す要求水準を達成するための具体的な提案であるか ・実現可能性が高い取組であるか（又は水準達成の方法が過度でないか）		
3. 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 ・施設の管理運営に適した執行体制（指揮命令系統）が確立されているか ・業務を遂行に必要な人員や有資格者は確保されているか	60	事業計画書 5. 施設管理を安定的に行う体制と能力 (1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 7. その他 (2) 施設運営に対する意欲等 収支計算書及び計画書
	(2) 職員の雇用と人材育成 ・職員採用の方針や雇用計画は適切に立案され、労働条件は適切であるか ・職員の指導、研修計画は適切であり人材育成に積極的であるか		
	(3) 施設の適切な維持管理 ・施設自体の質を維持又は向上させる方策や工夫が提案されているか ・第三者への委託を行う場合の指定管理業務の範囲が明確であり適正なものか		
	(4) 財務的な能力 ・施設の管理運営を安定的かつ確実に行える経営状態であるか ・経理を適正に実施し、チェック体制の確保や経理規程が提案されているか		
	(5) 施設運営に対する意欲等 ・当該施設を管理運営することに対する意欲・熱意は感じられる提案であるか ・当該施設が抱える課題を把握・分析し、改善策などを提案しているか		
4. 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 ・法令遵守の徹底に向けた具体的な方針や取り組みが示されているか ・団体等の社内規範や倫理規範が明確であるか（又は整備されているか）	30	事業計画書 6. 法令遵守と安全管理の確保等 (1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 7. その他 (1) 地域連携と地域貢献
	(2) 個人情報の保護 ・個人情報の取扱について具体的な方針・考え方が示されているか （又は取扱マニュアルが整備されているか）		
	(3) 危機管理の取組 ・緊急時の対応方策や連絡体制、日常の事故防止策等が掲げられているか ・管理運営上発生する損害等のリスクへの備えは検討・提案されているか		
	(4) 環境への配慮 ・省エネルギーや廃棄物の発生の抑制等の環境に配慮した経営は提案されているか ・環境保護等に対し、積極的・前向きな姿勢であるか		
	(5) 地域連携と地域貢献 ・地域活動への積極的な関わりや連携への取組が提案されているか ・地元雇用・地元調達の方針・考え方が示されているか		
5. その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 地域内利用者の増加を図る取組 ・市内利用者を増加させるための効果的な自主事業計画が提案されているか	30	事業計画書 8. 施設の性質又は目的に応じた項目
	(2) 交流人口の増加を図る取組 ・市外、県外利用者を誘客するための効果的な自主事業計画が提案されているか		
計		200	

注1. 選定基準1～4は、原則として変更しないこと。

2. 選定基準5は、仕様書等により施設所管課が必要と認める事項を設定すること（項目数は任意。最大30点配点）。

3. 採点は0（記載がない）～5（大変優れている）の5段階とし、それに加重を乗じたものを得点とする。

《選定結果》

可	受託能力がある
不可	受託能力に疑問がある